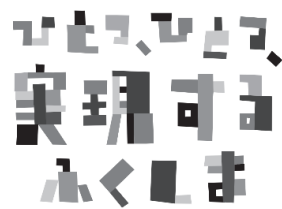


福島県デジタル変革（DX） 推進基本方針

中間取りまとめ（案）



令和3年3月

福島県

目次

第1	はじめに	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	対象期間	2
第2	現状と課題	3
1	本県が立ち止まらずに進めるべき県づくり	3
2	人口減少を見据えた持続可能な本県行政に必要な変革	4
第3	基本的な考え方	6
1	基本理念	6
2	基本目標	6
(1)	行政のデジタル変革（DX）	6
(2)	地域のデジタル変革（DX）	7
3	デジタル変革（DX）の進め方	7
第4	行政のデジタル変革（DX）	8
1	まず始めに実施すべき取組	8
(1)	職員の意識改革と行動変容	8
(2)	業務の棚卸し（可視化）とBPR	8
(3)	書面規制、押印及び対面規制の見直し	9
2	行政サービスの向上に向けた取組	9
(1)	行政手続のオンライン化	9
(2)	キャッシュレス決済の導入	10
(3)	オープンデータの充実	11
3	公務能率の向上に向けた取組	11
(1)	ペーパーレス化の推進	11
(2)	庶務業務改革	12
(3)	電子決裁の拡充	13
(4)	業務システムの連携・最適化	13
(5)	RPAの導入	14
(6)	AIの活用	15
(7)	ビジネス管理ツールの導入	16
4	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	17
(1)	Web会議の拡充	17
(2)	テレワークの推進	17
5	1～4の取組を支える基盤整備	18

(1)	インターネット系への切替	18
(2)	庁内ネットワークの無線化	19
(3)	職員用パソコンのモバイルPC化	19
(4)	ファイルサーバーのクラウド化	20
(5)	オフィス改革	20
(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	21
6	市町村支援	21
(1)	行財政改革に対する支援	21
(2)	デジタル変革（DX）に対する支援	22
第5	地域のデジタル変革（DX）	24
1	震災からの復興・再生及び地方創生	24
(1)	震災からの復興・再生	24
(2)	地方創生	24
(3)	スマートシティの推進	24
2	教育・人材育成	25
(1)	教育	25
(2)	人材育成	26
3	産業振興	26
(1)	商工業	26
(2)	観光	26
(3)	農林水産業	27
(4)	公共工事等	27
4	安全・安心、健康な暮らし	28
(1)	安全・安心	28
(2)	保健・医療・福祉	28
(3)	環境	29
第6	デジタルデバイド対策	30
第7	情報セキュリティ対策・個人情報保護	31
1	情報セキュリティ対策	31
2	個人情報保護	32
第8	推進体制	33
1	デジタル変革（DX）の責任者の設置	33
2	デジタル変革（DX）アドバイザー（CIO補佐官）の設置	33
3	全庁横断組織の役割	33
(1)	福島県行財政改革推進本部及び福島県電子社会推進本部	33

(2) 業務改革部会及びデジタル化推進部会	33
4 庁内各課等の役割	33
(1) デジタル変革課	33
(2) 行政経営課	33
(3) 市町村行政課	34
(4) 業務担当課室	34

第1 はじめに

1 策定の背景と趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、時間短縮営業や外出自粛などによる飲食業や観光業など様々な業種における売上の減少や、人と人との身体的な距離を確保する必要から人との繋がりをベースとした活動やサービスが希薄となったことで、交流・体験機会の減少や高齢者の孤立が生じるなど、社会全体に深刻な影響をもたらすとともに、県民の意識や行動まで変えるほどのインパクトを持ち続けています。

そのため、県では、新型コロナウイルス感染症の影響分析を行い、新型コロナウイルス感染症によって、デジタル化や移住・定住、健康づくり、働き方改革など、従来の課題の顕在化が一気に進んだこと、新しい生活様式の中でも人との繋がりを大切に、対面とデジタル化の最適化を図る必要があること、そして、コロナ禍にあっても本県の復興・創生を切れ目なく進めていく必要があることを明らかにしました。

また、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行われた特別定額給付金の給付事務の混乱により、行政手続のオンライン化の遅れや地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、強力な総合調整機能を有するデジタル庁（仮称）の設置や目指すべきデジタル社会のビジョン¹を示すとともに、基本方針を踏まえ改定した「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づきデジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日総務省）を策定し、自治体のデジタル・トランスフォーメーション²（以下「デジタル変革（DX）」という。）を強力に推進することとしています。

そこで、県としても独自の新型コロナウイルス感染症の影響分析の結果明らかになったデジタル化への対応を急ぐ必要があることから、国の動きも追い風にしながら、デジタル変革（DX）を推進していくこととしたところで

¹ 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

² デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（総務省）」より

す。

この基本方針は、本県におけるデジタル変革（DX）について、基本的な考え方や取組の内容、推進体制など、県としての方針を示すものです。

2 対象期間

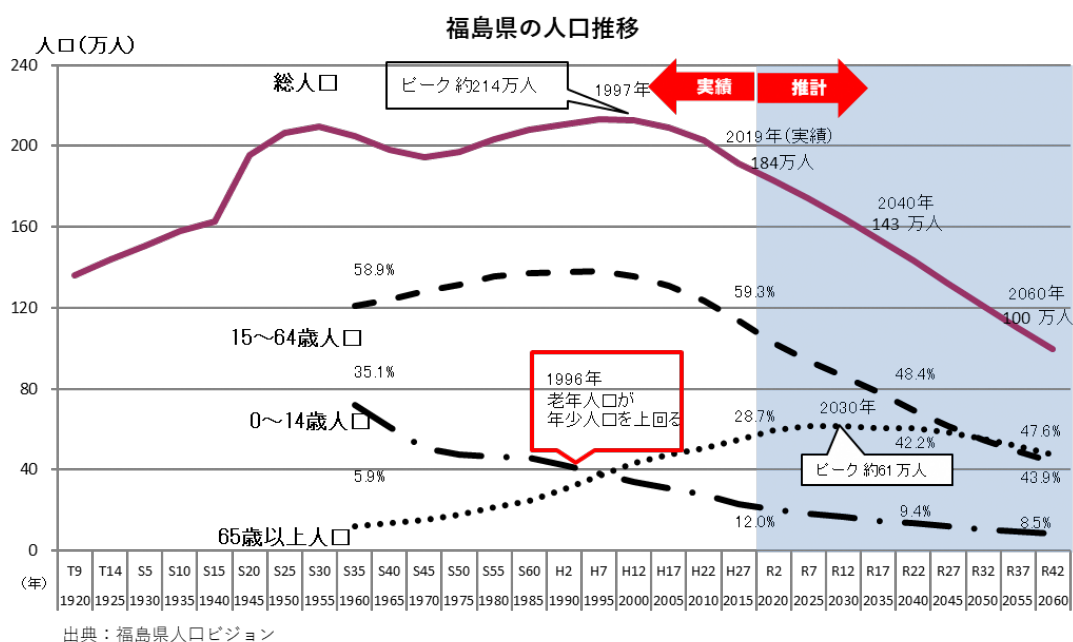
基本方針の対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、デジタル庁（仮称）の設置などの国の動向や基本方針の取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2 現状と課題

1 本県が立ち止まらずに進めるべき県づくり

東日本大震災及び原発事故からの復興・再生は、県民の懸命な努力と国内外からの温かい支援によって、避難指示の解除や福島イノベーション・コースト構想の推進など、着実に進展している一方、いまだに多くの県民がふるさとを離れて避難生活を続けているほか、住民の帰還や被災者の生活再建、風評・風化の問題など、経験のない複雑で多様な課題が山積しています。

また、本県では、震災以降 18 万人を超える人口が減少し、本県の人口は、平成 10 (1998) 年をピーク (約 214 万人) に減少が続いており³、東日本大震災及び原発事故による避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、県の人口は令和 22 (2040) 年に約 143 万人、令和 42 (2060) 年に約 100 万人になるものと推計されます。



人口減少に伴い、地域経済は、人手不足や消費市場の縮小により活力が低下するとともに、地域コミュニティや社会保障、行財政運営など地域を支える様々な分野でこれまでの水準の維持が困難となるおそれがあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生や令和元年東日本台風などの近年頻発化・激甚化する自然災害など、新たな脅威にも着実に対応する必要があります。

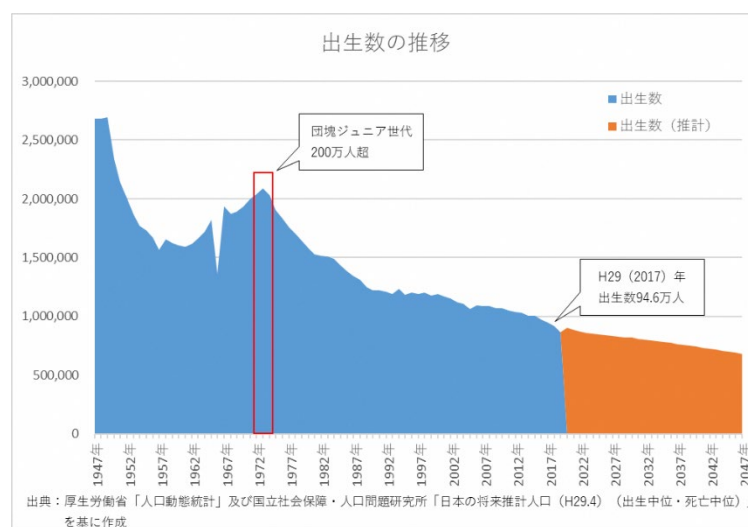
そのため、デジタル変革 (DX) を原動力として、「新たな日常」に対応す

³ 令和元(2019)年10月の推計人口は約184万人です。

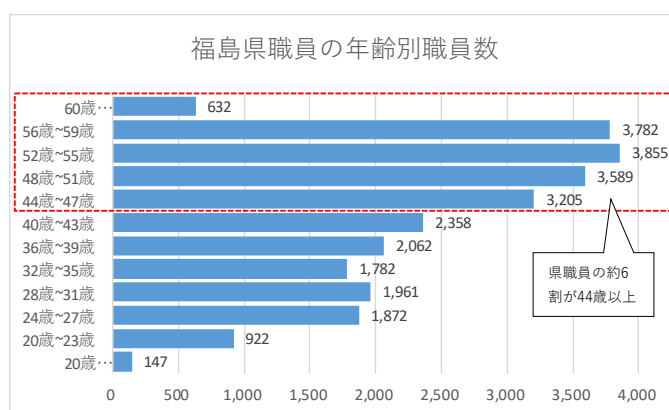
るとともに、「社会の強靱化」を図りながら、震災からの復興・再生と地方創生・人口減少対策を立ち止まらずに進めていく必要があります。

2 人口減少を見据えた持続可能な本県行政に必要な変革

日本全体で人口減少が進む中、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年頃に20歳代前半となる者の数は、団塊ジュニア世代の半分程度にとどまることが明らかになっています。



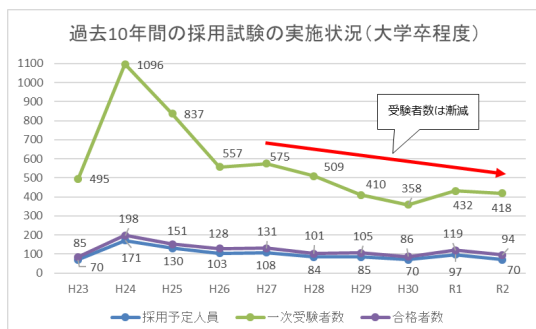
県職員の年齢構成は、44歳以上の職員が約6割と相対的に多く、令和22（2040）年以降は、これらの職員の大多数が65歳以上となりますが、その代わりとなる労働力は、前述のとおり圧倒的に少ないため、労働力の絶対量が不足するおそれがあります。



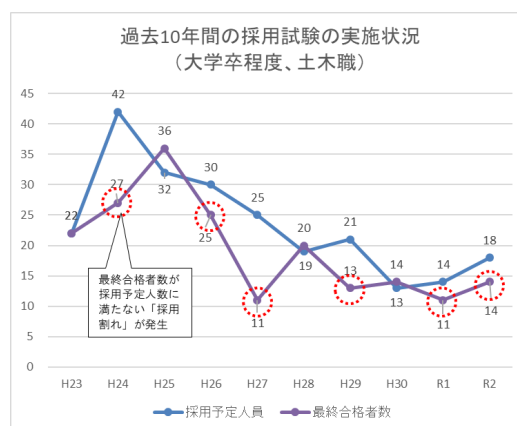
※福島県職員：一般行政部門、教育部門、警察部門及び公営企業等会計部門の職員
 出典：「総務省・地方公共団体給与情報等公表システムに基づく福島県の給与・定員管理の状況」（H31.4.1現在）を基に作成

県職員の採用試験については、福島県人事委員会と連携しながら、より多くの者が受験するための取組を進めているにもかかわらず、若年人口が減少していく中で、民間企業等の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向

向にあり、既に、一部の技術職については、合格者数が採用予定者数に達しないなど、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。



※福島県人事委員会公表資料を基に作成



※福島県人事委員会公表資料を基に作成

加えて、震災からの復興・再生と地方創生・人口減少対策に係る業務量が増大したことで、震災前と比べ、超過勤務時間は約1.8倍に増加し、職員一人一人の負担は大きい状態が続いています。

職員1人あたりの1月あたりの超過勤務時間

震災前	震災後直近3カ年			参考 (H26)	
	H21	H29	H30	本県	全国※
9.6	17.2	16.6	17.8	17.4	12.5

※出典：地方公務員の時間外勤務に関する実態調査 (H28総務省)

このように、人口減少により職員確保が困難になり本県の経営資源が急速に限られるおそれがあること、そして、震災や原発事故への対応だけでなく頻発化・激甚化する自然災害や新型感染症などの新たな脅威、複雑化・多様化し量的にも増大する行政ニーズに対応すること、これらは将来の課題ではなく、今から取組を進めなければならない課題です。

将来にわたり、県民の期待に応え、より良い行政サービスが提供できるような、持続可能な行政運営を確保するため、AIやRPAの導入など、県庁内部においてデジタル化を前提とした事務・事業の変革を加速させる必要があります。

第3 基本的な考え方

1 基本理念

本県は、「県政のあらゆる分野において、従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直すとともに、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現する。」との基本理念の下、主に県庁内を対象とした「行政のデジタル変革（DX）」と、教育や医療、産業など県政のあらゆる分野において県民や事業者等を対象とした「地域のデジタル変革（DX）」を二本柱で進めていきます。

2 基本目標

(1) 行政のデジタル変革（DX）

ア デジタル変革（DX）の前提として必要な職員の意識改革と行動変容

- 行政のデジタル変革（DX）が目指すものは、震災や原発事故、地方創生への対応だけでなく、頻発する自然災害や感染症などの新たな脅威に柔軟に対応しながら、県政における様々な政策課題について成果を創出していくことです。
- そのためには、リアル（対面）や接触を前提とした既存の仕事の仕組みや考え方、進め方を、既成概念にとらわれずに、リアルとバーチャル、接触と非接触の最適な組合せを検討するなど、根本から見直す必要があります。
- これには、職員一人一人の事務・事業の見直しや新たな進め方へのチャレンジといった、意識改革と行動の変容が不可欠であり、デジタル変革（DX）の前提である不断の取組として、県庁全体に浸透・定着を図ります。

イ デジタル県庁の実現

- 県庁が率先してデジタル技術の活用に最適な環境を整えるとともに、行政サービスにデジタル技術を積極的に活用し、県庁に行かなくても手続きができるなど、付加価値の高い行政サービスを提供します。
- また、デジタル技術を活用して業務の機械化、自動化等を進め、効率性を確保しながら、職員は、職員自らが考えるべき業務や職員が実施した方がより効率的な業務、より大きな効果が得られる業務に特化させます。

(2) 地域のデジタル変革（DX）

- 行政のデジタル変革（DX）を通じて、県民の暮らしや仕事など、地域社会へデジタル変革（DX）の浸透を図るとともに、県政のあらゆる分野において、デジタル技術を積極的に活用した政策を展開し、新たなサービスの創出や企業、農業者等の生産性の向上等を図ります。
- 地域のデジタル変革（DX）を拡充し、スマートシティ⁴やスーパーシティ⁵等の先進的なまちづくりに結び付けることで、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりの実現を目指します。

3 デジタル変革（DX）の進め方

本県のデジタル変革（DX）は、次の3つのステップにより推進していきます。

- ステップ1：行政のデジタル変革（DX）の率先垂範
県庁が率先してデジタル変革（DX）を進めるとともに、市町村のデジタル変革（DX）に向けた取組を支援します。
- ステップ2：地域のデジタル変革（DX）の推進
行政のデジタル変革（DX）と並行して、地域のデジタル変革（DX）を推進します。
- ステップ3：スマートシティ等の実現
県民や事業者、市町村等様々な主体と連携・共創し、地域のデジタル変革（DX）を拡充しながら、スマートシティ、スーパーシティ等の実現と横展開に向けた取組を推進します。

⁴ 会津若松市では、教育・医療分野などで、住民の情報について、同意を得た上で地域全体の住民サービスへ活用する先進的な取組が進んでいます。また、同市は、国のスーパーシティ構想へも応募する予定です。

⁵ 「スーパーシティ」とは、次の3要素を有するものと定義されます。①これまでの自動走行や再生可能エネルギーなど、個別分野限定の実証実験的な取組ではなく、例えば決済の完全キャッシュレス化、行政手続のワンスオンリー化、遠隔教育や遠隔医療、自動走行の域内フル活用など、幅広く生活全般をカバーする取組であること。②一時的な実証実験ではなく、2030年頃の実現され得る「ありたき未来」の生活の先行実現に向けて、暮らしと社会に実装する取組であること。③供給者や技術者目線ではなくて、住民の目線でより良い暮らしの実現を図るものであること。

【首相官邸HP】<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitykaisetsu.html>

第4 行政のデジタル変革（DX）

次の取組により行政のデジタル変革（DX）を推進し、付加価値の高い行政サービスの提供や公務能率の向上等を図ります。

1 まず始めに実施すべき取組

(1) 職員の意識改革と行動変容

【現状・課題等】

- 職員の意識改革と行動変容を促進し、県庁全体に浸透・定着させることは、一朝一夕でできるものではなく、戦略的かつ継続的な取組が必要です。

【取組内容】

- 部局長等を筆頭に、管理職が率先して、仕事の仕組みや進め方を含めた業務改革に、できるところから積極的に取り組みます。
- そうした取組の成功体験を積み上げ、これまでのやり方を「変える」ことに対する職員の心理的な抵抗感を小さくしていきます。
- 恒常的に県庁内の改革を推進する体制及び仕組みを構築し、自ら変革するという意識を県庁内に浸透・定着させ、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成を目指します。

(2) 業務の棚卸し（可視化）とBPR⁶

【現状・課題等】

- 超過勤務の短縮等に向けて、業務の共有化や制度の見直し、RPA⁷の導入等、業務改革の取組を進めてきましたが、超過勤務は高止まりの状態が続いており、取組をより効果的なものとするため、現場の業務等を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・手法等を含めて一から検討する必要があります。

【取組内容】

- そのため、まずは職員を対象に業務の棚卸し（可視化）を行い、業務一つ一つを徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係を整理します。その上で、従来の仕事のやり方や制度を見直し、またこれまでの取組を設計し直すなど、抜本的な見直しに取り組みます。

⁶ BPR：「Business Process Reengineering」の略で、業務工程の見直しのことです。

⁷ RPA：「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアによる業務工程の自動化のことです。

- また、業務の棚卸し（可視化）の結果から、真に行政サービスの向上に繋がっているか、成果に比べて職員の業務量等が過重になっていないか等を把握した上で、優先順位の低い業務等の見直し・廃止等を検討します。
- 新規事業に着手する際は、それに見合った既存事業の廃止や効率化を実施することを、管理職の職責として明確化することを検討します。

(3) 書面規制、押印及び対面規制の見直し

【現状・課題等】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式の確立並びに行政サービスの効率的・効果的な提供に向け、行政手続における書面規制、押印及び対面規制の見直しに、積極的に取り組む必要があります。
- そのため、まずは行政手続のオンライン化の大きな阻害要因である押印の見直しに着手し、県の規定に基づき押印を求めている4,388種類のうち、約9割に当たる3,934種類を廃止することとしました。

【取組内容】

- 今後、契約等を含む残り454種類の手続についても、代替手段の確保や業務工程そのもの見直し等により、押印の見直しを進めます。
- また、書面規制及び対面規制についても、国が作成する予定のマニュアル等を参考に、見直しに積極的に取り組みます。

2 行政サービスの向上に向けた取組

(1) 行政手続のオンライン化

【現状・課題等】

- 県民にとって利便性が高い行政サービスを実現するため、処理件数が多く、利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる行政手続を中心に、オンライン化を推進してきました。
- これまでに、図書館の図書貸出予約や地方税申告手続（eLTAX）、入札等の手続をオンライン化しましたが、「デジタル・ガバメント実行計画」において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続のうち、13の手続についてオンライン化していません。

- 今後、行政手続の更なるオンライン化を推進するためには、オンライン化の障害となっている書面規制、押印及び対面規制の見直しが必要であるとともに、業務効率化の観点から、バックオフィスのデジタル化を含めた業務工程の見直し（BPR）を進めます。
- また、特に県民の利便性向上に資する手続については、マイナンバーカードを用いた申請を可能にする必要があります。

【取組内容】

- そのため、まずは、書面規制、押印及び対面規制について、徹底的な見直しを進めるとともに、庁内の決裁手続を電子データのまま行えるよう、電子決裁の拡充や関係規定の見直しに向けて検討します。
- その上で、処理件数が多い手続や住民のライフイベントに際し多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続など、国が優先的にオンライン化を推進すべきとしている手続を中心に、マイナポータルの活用も含め、オンライン化を推進します。

(2) キャッシュレス決済の導入

【現状・課題等】

- 納入通知書により県又は指定金融機関等の窓口において現金等で収納している公金について、県民の利便性の向上を図るため、県税の収納などで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス化を推進してきました。

【取組内容】

- 公金収納のキャッシュレス化には、決済システムの導入費用や手数料等の負担、県及び指定金融機関のシステムの改修等が必要であることから、費用対効果を踏まえつつ、キャッシュレスを導入する対象や収納方法の拡大、システムの改修等について検討を進めます。

(3) オープンデータ⁸の充実

【現状・課題等】

- 県では、県外避難者に対し帰還を支援する情報やふるさとの情報を提供する「帰還支援アプリ」、新型コロナウイルス感染症関連情報等、令和3年1月時点で126件のオープンデータを公開しています。

【取組内容】

- オープンデータを様々な主体が容易に活用できるようにするため、今後は「指定緊急避難場所一覧」等、国が策定する「推奨データセット」に対応していく必要があります。継続的に各部局が保有するデータの棚卸しを実施し、県ホームページ等を通じて、県が管理しているデータの公開を引き続き推進します。

3 公務能率の向上に向けた取組

(1) ペーパーレス化の推進

【現状・課題等】

- 会議資料の準備に係る負担を軽減するため、令和2年9月から、原則、部局長級の会議等はタブレット端末を利用したペーパーレス会議により実施することとしました。
- 資料の印刷、A3用紙のZ折り、丁合い、配付、差替え等の手間が無くなるとともに、コピー用紙やトナーの使用が削減されたほか、職員に対するペーパーレスの意識付けが期待されます。
- 多様な働き方の確保、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を図る観点から、テレワーク⁹を円滑に実施できる執務環境が求められており、テレワーク時の不自由さを解消するため、紙文書を基本とする従来の仕事のやり方を見直す必要があります。
- また、AI・RPAや行政手続のオンライン化による業務の効率化・処理の迅速化を図るとともに、フリーアドレス等のオフィス改革に取

⁸ オープンデータとは、データが、無料かつコンピュータが読み込める形態で、著作権の制限等がなく利用できるようにすべきであるという考え方で、国や地方公共団体のデータだけではなく、民間のデータも含むものです。地方公共団体がオープンデータを推進する目的として、①行政の透明性・信頼性の向上、②住民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化、が挙げられます。

⁹ テレワーク：本県では、在宅勤務、サテライトオフィス及びモバイルワークを総称してテレワークと言います。

り組むためにも、内部業務のペーパーレス化を進める必要があります。

【取組内容】

- そのため、電子化した文書の原本性の確保や公文書における押印ルールなど、ペーパーレス化を推進するために支障となっている要因を洗い出し、関係規定の見直し等を含め、解消に向けた検討を進めます。
- また、業務上における電子データの扱いやその保存・整理方法等をルール化するとともに、電子データの十分な保存領域を確保するなど、ソフトとハードの両面からペーパーレス化の推進に向けた検討を進めます。

(2) 庶務業務改革

【現状・課題等】

- 行財政運営の一層の効率化、県民サービスの向上を図るため、各所属において共通的に処理されている庶務業務¹⁰について、平成21年度から庁内の情報通信環境や外部資源等を活用し、集中処理機関への集約化等による業務改革を実現しました。
- 庶務業務効率化による人員削減目標を▲81人とし、本格稼働後2年目（平成23年度）には投資額を回収しました。
 - ・平成23年度までの累計効果：808百万円（人件費削減）
 - ・平成23年度までの累計費用：683百万円（システム開発、機器調達、保守・運用、集中処理期間運営経費）
- 庶務業務改革を実施しなかった教育庁及び病院局等は、現在も紙ベースの処理が基本となり、効率化が図られていません。

【取組内容】

- そのため、教育庁、病院局等の庶務業務について、令和3年度及び令和4年度に集中処理機関へ集約するとともに、業務の効率化に向け、庶務システムの対象範囲の更なる拡大を検討します。

¹⁰ 庶務業務とは、次の業務区分に含まれる事務を言います。

- ・ 服務関係業務：勤怠管理
- ・ 給与関係業務：諸手当届出・認定、年末調整等
- ・ 福利厚生関係業務：共済組合資格取得管理、児童手当等
- ・ 旅費関係業務：旅行命令、旅費支給等
- ・ 人事関係業務：飲食・ゴルフの届出
- ・ 臨時職員関係業務：会計年度任用職員（パートタイム）の任用管理、報酬支払等

(3) 電子決裁の拡充

【現状・課題等】

- 庶務システムは、庶務業務の簡素化・効率化を図ることを目的に、開発導入され、出退勤の管理や各種手当の届出・認定、及び旅行の命令・旅費の支出等の処理をこのシステムにより行っています。庶務システムの導入前は、これらは紙処理が基本でしたが、現在は職員自らがパソコンから申請や届出等を入力し、権限のある者が電子上で承認を行う形となっています。
- 文書管理システムは、文書事務の効率化・迅速化等を目的に開発導入され、平成18年10月の運用当初から電子決裁を導入しましたが、サーバーの容量不足やシステム画面上での資料確認等が非効率であったことから、導入後約1年で電子決裁の運用を休止しました。令和3年6月運用開始予定の次期システム（新パッケージ）では、運用当初での電子決裁導入は見送りました。

【取組内容】

- まずは、グループウェア¹¹（デスクネッツ）機能の有効活用による回覧や簡易決裁等の運用について検討するとともに、電子決裁の導入に向けて、課題や運用方法等を引き続き検討します。

(4) 業務システムの連携・最適化

【現状・課題等】

- 業務の省力化や正確性の向上を図るため、決算統計（決算額登録）に係る財務会計システムと予算編成支援システムとのデータ連携について、検討しました。
- これまでは、財務会計システムから出力される決算帳票等を見ながら予算編成支援システムに決算額を手入力していましたが、令和3年4月からは予算編成支援システムに財務会計システムとの連携機能が追加されるため、業務の省力化と正確性の向上が図られます。
- 庁内の業務システムは主務課で機器を調達し構築していますが、情報政策課が運用するサーバー仮想化基盤に統合することにより、コスト縮減の可否を検証したものの、規模の大きな業務システムは既に仮

¹¹ グループウェアとは、組織内のコンピューターネットワークを活用し、情報共有や業務効率化を図るためのシステムソフトウェアです。

想化され個別最適化されているためコストメリットは期待できない結論となりました。一方、サーバー1台など小規模なシステムは情報政策課の基盤に巻き取り、15の業務システム20台のサーバーを統合してきました。

- 情報システムの調達に先立ち、予算要求の前年度に情報システム構想協議を行うことにより、他の計画との整合性、費用の妥当性、外部情報及び現行業務の課題の分析、システム導入後の効果の目標値や達成スケジュール、仕様書におけるセキュリティ対策要件の妥当性等を審査することにより、業務自体の適正化及びトータル・ライフサイクル・コストを十分に検討した上で、競争性や透明性を考慮し、質の高い情報システムを効率的に調達できるよう努めてきました。

【取組内容】

- 特に予算化する前の構想協議で計画内容を確認し、適切な機器構成、セキュリティ対策に調整することにより過度な投資や脆弱な情報システム、無理なスケジュールを回避可能となることから、ガイドラインを見直しながら継続してまいります。
- 業務の効率化・省力化を図るため、各種情報システムの統合や情報システム間のデータ連携について、引き続き検討します。

(5) RPAの導入

【現状・課題等】

- RPAは、業務の効率化や総実勤務時間の短縮などに有効な手法の一つであるとされていることから、定例業務の効率化・省力化や超過勤務時間の縮減を図るため、令和元年度から試行導入を始めました。
- 令和元年度は、税務や統計調査等5業務に試行導入し、その効果は、作業時間6,647時間（暫定値）の削減（削減率▲83%）と試算されました。令和2年度は、新たに10業務に試行導入し、現在、導入効果の検証・分析を行っています。
- 令和元年度からRPAを試行的に導入し、庁内業務との適合性や効果等が確認できたため、令和3年度から本格的に導入します。なお、業務の更なる効率化や費用対効果、安全な保守の観点から、業務の選定方法やRPAの運用方法等について、見直しを検討する必要があります。

【取組内容】

- 導入業務は、業務棚卸しにより把握した「職員が実施しなければならない業務以外の業務」や「真に改善が必要な業務」等を中心に選定を検討します。また、効果を最大化するため、導入業務のBPRや制度の見直し、ペーパーレス化を進めます。
- さらに、ランニングコストの縮減やRPAの管理強化のため、デスクトップ型のRPAからサーバー型のRPAへの切替え、また簡易なRPAシナリオの構築・運用・保守等を担える人材の育成について検討します。

(6) AIの活用

ア 議事録の作成支援

【現状・課題等】

- 議事録作成業務の効率化・省力化を図るため、令和2年1月から、議事録作成支援システムを全庁に導入しました。
- また、ICレコーダーで録音した場合は雑音が入りやすく、議事録作成支援システムの認識率が低くなるため、全庁導入に合わせて、録音用のマイクセットを本庁及び各地方振興局に配付しました。
- 録音用マイクセットの利用によりシステムの認識率は9割を超えており、利用率の向上と導入効果の最大化に寄与しています。
- 令和2年4月1日から令和2年11月18日までに779件の利用があり、約706時間の会議の音声は文字に変換されました。
- セキュリティ確保のため、利用対象を公開会議及び非公開会議のうち機密性3の情報資産¹²を扱わない会議に限っていますが、利用対象の拡大が求められています。
- また、Web会議における本システムの利用方法等について問合せがあり、これらの対応を検討する必要があります。

【取組内容】

- 利用対象の拡大を検討するとともに、開催機会が増えているWeb会議における利用方法等を全庁に周知するなど、業務の更なる効率化に向けて取り組めます。

¹² 情報資産のうち、個人情報を含むもの又は秘密の取扱いを必要とするものを言います。

イ AIチャットボット¹³の導入

【現状・課題等】

- 時期によって問い合わせ対応に迫われ、業務に支障を来す部署があることから、回答にあたる職員の負担を軽減し、職員でなければできない業務に専念できる環境を整備するため、令和2年度にデジタル技術を活用して比較的単純な問い合わせへの対応を自動化するチャットボットを試行導入しました。

【取組内容】

- 令和2年度の試行結果を踏まえ、令和3年度から2つの部署でチャットボットを導入するとともに、チャットボットの県庁内他業務への適用を検討します。
- チャットボットの運用で得られた知見を市町村に提供し、市町村による活用を促進します。

(7) ビジネス管理ツールの導入

【現状・課題等】

- 職員同士のやりとりはメールが中心ですが、メールボックス容量を圧迫する課題を解決するとともに、コミュニケーション方法の多様化を図るため、令和2年6月からグループウェア更新に合わせて庁内で利用するビジネスチャットを導入しました。

【取組内容】

- インターネット系への切替えに合わせ、外部（国や市町村、連携する民間事業者等）とのやりとりにもビジネスチャットを利用できるように検討します。
- また、スマートフォンアプリで緊急時や出張時にもチャットによるコミュニケーションができるよう、BYOD¹⁴の導入について検討します。
- また、民間企業で導入が進むビジネス管理ツールについて、有用性を検証するなど、導入に向けて検討をします。

¹³ AIチャットボット：チャット（会話）をロボットが代行してくれるプログラムを指します。会話情報をデータベースに蓄積させておき、ユーザーからの問い合わせに自動で返答します。

¹⁴ BYOD：「Bring Your Own Device」の略で、個人が所有しているスマートフォンやタブレット、ノートPCといったデバイスを業務でも利用することを言います。

4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組

(1) Web会議の拡充

【現状・課題等】

- 庁内の職員同士については、自席のパソコンでのWeb会議が令和2年6月のグループウェアの更新に伴い可能となりました。
- また、令和2年7月に県の各部局1台ずつ、市町村に2台ずつインターネットSIMを内蔵したタブレットを貸し出し、Zoomを使用した全市町村が参加するWeb会議が開催可能となりました。
- 移動に係るコストが削減可能で場所を選ばない等のメリットに加え、新型コロナウイルス感染防止を目的として利用する機会が格段に増えたため、インターネットWeb会議を行う会議室や端末が不足しています。

【取組内容】

- 会議室に複数名集合したうえで開催するWeb会議では出席者の顔が見えづらいため、大型ディスプレイや広角カメラ、集音マイク等を整備します。また、Web会議専用の個人スペースの整備や利用状況に応じた端末の追加整備などを検討します。

(2) テレワークの推進

【現状・課題】

- 職員の働き方改革推進や出張時における移動時間の有効活用等を目的として、令和2年2月から、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク）の試行を開始しました。
- また、職員の新型コロナウイルス感染防止を目的とした在宅勤務も導入したことにより、県庁のテレワーク環境整備が加速しました。
- テレワークは、自宅のパソコン、サテライトオフィスに設置されているパソコン、又は貸出用パソコンから執務室内の職員用パソコンを遠隔操作する方式を採用しており、自宅又は貸出用パソコンにデータが残らないという情報セキュリティ面でのメリットがあります。
- 一方で、職員用パソコンとは別にパソコンの調達が必要となることや、在宅勤務においては、自宅にインターネット環境を整備するなど、職員の個人負担が発生するというデメリットがあります。
- サテライトオフィスについては、県庁西庁舎のみの設置であり、利用可能な職員が限定的な状況です。

《テレワークに係る機器等の導入状況》

・在宅勤務

40 台の貸出用パソコンで試行中。

※ 職員の新型コロナウイルス感染防止のため、貸出用パソコン 200 台、職員の私有パソコンから職員用パソコンを遠隔操作するためのアプリ 3,300 アカウントを別途導入済み。

・サテライトオフィス

西庁舎 11 階に 3 席設置し試行中。

・モバイルワーク

貸出用のタブレット端末 8 台とモバイルパソコン 10 台で試行中。

【取組内容】

- 試行の状況を踏まえながら、更なる働き方改革の推進のため、本格導入に向けて、職員用パソコンをモバイル化し、それを利用したテレワークの実施や、システム構成の変更を含め、運用方法の改善等を進めます。
- また、サテライトオフィスについては、職員の利便性向上を図るため、出先機関への設置を進めます。

5 1～4の取組を支える基盤整備

(1) インターネット系への切替

【現状・課題等】

- 職員の一人一台端末はL GWAN¹⁵系にあるため、インターネットへのアクセスは仮想端末を利用し、また、インターネットからダウンロードしたファイルは無害化して取り込む必要があるなど、インターネット利用時に不便が生じています。

【取組内容】

- こうした不便を解消し、職員の業務効率の向上を図るため、インターネット系へ切り替えた場合のセキュリティリスクの評価や切り替えに要するコスト、L GWAN系にあるシステムの業務効率の低下の有無など、調査・検討を進め、職員の一人一台端末のインターネット系への切り替えを目指します。

¹⁵ L GWAN：総合行政ネットワーク（L GWAN）は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

(2) 庁内ネットワークの無線化

【現状・課題等】

- 県庁内の端末はLAN¹⁶ケーブルでネットワークに接続しているため、基本的に自席でしか利用できず、執務室のレイアウトが変更となる場合は、その都度LAN配線を変更するための工事が必要です。

【取組内容】

- 無線LAN¹⁷やLTE¹⁸等庁内ネットワークの無線化を図ることで、LAN配線変更工事が不要になる他、庁内のどの場所でもオンラインになるため、端末を会議や打ち合わせ等に持ち寄り、ファイルサーバー¹⁹やグループウェア上のファイルを閲覧、共有等することで、資料の印刷が不要となるなど、メリットが多いことから、費用対効果を踏まえながら、最適な手法について検討を進めます。

(3) 職員用パソコンのモバイルPC化

【現状・課題等】

- 在宅勤務やモバイルワーク用に貸出端末（PCやタブレット）を整備していますが、整備できる台数には限りがあるため、いつでも誰でも在宅勤務に取り組めるようにするためには、自席のPCをそのまま持ち帰ることができるように、軽量のモバイルPCの導入と紛失、盗難等に備えた強固なセキュリティ対策が必須です。

【取組内容】

- コストやセキュリティ、業務効率性の観点から、実現に向けた検討を行います。

¹⁶ LAN：「Local Area Network」の略で、一定の限定されたエリアで接続できるネットワークのことです。

¹⁷ 無線LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのことです。

¹⁸ LTE：「Long Term Evolution」の略で、現在において主流の携帯電話用通信回線規格です。

¹⁹ ファイルサーバー：ネットワーク上でファイルを共有するために設置されるサーバーのことです。

(4) ファイルサーバーのクラウド化

【現状・課題等】

- 電子データを保存するファイルサーバーは、現在、各所属が個別に調達・管理していますが、定期的な更新とそれに伴うデータ移行及びバックアップの設定等が必要となるため、各所属に大きな負担が生じています。
- また、職員用パソコンを用いてテレワーク等を実施するためには、電子データを保存するファイルサーバーを1つに統合する必要があります。

【取組内容】

- そのため、ファイルサーバーの統合に向けて検討するとともに、検討に当たっては拡張性、大規模災害時のBCP（事業継続計画）及び運用管理の観点から、クラウドストレージサービス²⁰の利用を検討します。

(5) オフィス改革

【現状・課題等】

- 県庁のオフィスは、課ごと、係ごとに職員の机が密集しており、自分のデスク周辺でのコミュニケーションが中心で、コミュニケーションが固定化しがちな環境にあります。
- 会議や打合せ用のスペースが限られ、リラックスし、集中して作業ができるスペースが少ない現状にあります。

【取組内容】

- これらの課題の解決を図るため、各所属のミッションに合った業務の進め方を検討し、ABW²¹の考え方にに基づき、業務の性質ごとに適した空間を活用できるオフィス（フリーアドレス²²の導入やWeb会議専用スペースの設置等）の構築を目指します。また、書架の高さやレイアウト等には、地震による転倒など危機管理の視点からの検討も

²⁰ 様々なファイルデータをクラウド上に保存できるデータ保管庫サービスのことをいいます。

²¹ ABW:「Activity Based Working」の略で、従業員が業務内容に合わせて好きな場所で働けるワークスタイルのことです。

²² フリーアドレスとは、オフィスの中で固定席を持たずに、空いている席を自由に使用し仕事をするワークスタイルのことです。

加えます。

- オフィス改革の前提として、「ペーパーレス化」、「庁内無線LANの整備」、「職員用パソコンのモバイルPC化」を進めます。

(6) 職員の育成と情報リテラシー²³の向上

【現状・課題等】

- 行政のデジタル変革（DX）を推進するためには、全ての職員に、デジタル技術やデータを上手に活用できる能力（知識、技術及び心構え）が一定程度必要です。
- また、個人情報を取り扱う職員や業務上システムの操作・運用スキルが求められる職員等については、従事する業務に応じ必要となる、より高度なデジタル技術やデータを活用できる能力も身につける必要があります。

【取組内容】

- 民間企業への派遣研修など、職員の人材育成と情報リテラシーの向上を図るための手法等について検討します。
- また、デジタル技術やデータの活用手法等の進化に適応していくため、それらを体験するパイロット導入について検討します。

6 市町村支援

(1) 行財政改革に対する支援

【現状・課題等】

- これまで県では簡素で効率的な行財政体制を確立するため、各種行政改革調査や広域連携のための支援、財政診断等を通じて、各市町村における自主的・主体的な行財政改革への取組を支援してきました。

【取組内容】

- 引き続きこうした支援を行うほか、国や県のデジタル変革（DX）の取組と連携しながら、市町村の個別の施策の着実な推進に向け、必要に応じた支援を行います。

²³ 情報リテラシーとは、情報を十分に使いこなせる能力を言います。

(2) デジタル変革（DX）に対する支援

【現状・課題等】

- 県内市町村のICT導入が全国と比べて遅れている状況を鑑み、市町村のICT導入を加速するため、ICTアドバイザーの派遣など、人的支援と財政支援の両面で支援してきました。
- 市町村のオープンデータ推進については、国の目標である「令和2年度までに取組率100%」を達成するため、ICT専門家を派遣してデータ選定・作成や公開方法の検討などを支援する事業を展開しました。

【取組内容】

- 市町村に対し引き続き人的支援と財政支援の両面で支援を行うとともに、国が共通的な基盤・機能を提供する目的で整備を進めている「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた研修会の開催など、自治体DX推進計画に基づき、デジタル技術の共同導入や人材確保等に向けた支援を行います。
- また、一部の市町村において、人材不足の問題やオープンデータに取り組んでも需要が見込めないとの認識があり、取組に消極的な姿勢が見られることから、専門家の派遣による人的支援や、研修の実施による啓発を通じて市町村オープンデータの充実を図ります。

【行政のデジタル変革（DX）の一覧表】

直ちに取組を開始 (1年以内)	速やかに取組を開始 (3年以内)
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>職員の意識改革と行動変容</u> ○<u>業務の棚卸し（可視化）とBPR</u> ○<u>書面規制、押印及び対面規制の見直し</u> ◇行政手続のオンライン化 ◇キャッシュレス決済の導入 ◇ペーパーレス化の推進 ○庶務業務改革 ◇電子決裁の拡充 ◇RPAの導入 ○AIの活用 ◇Web会議の拡充 ○テレワークの推進 ◇インターネット系への切替 ◇庁内ネットワークの無線化 ◇職員の育成と情報リテラシーの向上 ○市町村支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンデータの充実 ○業務システムの連携・最適化 ◇ビジネス管理ツールの導入 ◇職員用パソコンのモバイル化 ◇ファイルサーバーのクラウド化 ◇オフィス改革

※ ◇：検討 ○：実施予定（実施済を含む。）

波線：「まず始めに実施すべき取組」

第5 地域のデジタル変革（DX）

次の取組により地域のデジタル変革（DX）を推進し、サービスの創出・向上や企業、農業者等の生産性の向上等を図ります。

【取組時期】：直ちに取組を開始（1年以内）

1 震災からの復興・再生及び地方創生

(1) 震災からの復興・再生

- IoT²⁴を活用したひとり暮らし高齢者の見守り活動や移住セミナーのオンライン開催など、デジタル技術の積極的な活用を推進し、避難地域の課題解決を目指します。
- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、社会・地域課題の解決や重点6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）からの事業化等のために、実用化や起業・創業を目指す企業や個人を、専門家による伴走支援や資金助成等により強力に支援します。

(2) 地方創生

- 移住促進及び関係人口の創出につなげるため、県内テレワーク受入環境の充実やテレワーク体験への支援等を実施します。
- リモートワークによるビジネス交流を通じ、県内事業者と都市部の副業（複業）人材等による地域課題解決のための取組を推進します。
- デジタル技術の活用により条件不利地域の地域課題解決を図る地域おこし協力隊の取組を推進します。
- 県内外への情報発信について、SNSの積極的な利用やデータ分析に基づく効果的なデジタル広報を活用し、ふくしまの「今」や観光・県産品の魅力などを効果的に伝える戦略的な広報を推進します。

(3) スマートシティの推進

- スマートシティに取り組むためには、生活環境やモビリティ、行政サービスなど、官民データを活用することで目指すべき都市としての方向性を明確にする必要があります。

²⁴ IoT：「Internet of Thing」の略で、直訳すると「モノのインターネット」という意味になり、例えば自動車や家電のような「モノ」自体をインターネットに繋げ、より便利に活用するという試みを示す言葉です。

- 公共データのオープン化のための基盤となる台帳類のデジタル化や民間データとの連携、個人情報を保護しながら住民参加の下でビッグデータを収集・活用する方策など、様々なノウハウが必要です。
- ICTの専門大学である会津大学と連携し、産学官の力を会津地域に集めることで、スマートシティに向けた取組を後押しするとともに、周辺市町村との連携や他市町村への横展開に必要な支援を行います。特に、課題先進地であり、福島イノベーション・コースト構想との相乗効果も期待できる避難地域12市町村への横展開に力を入れます。
- また、データ・サービス連携の基盤となる都市OS²⁵の開発・実装や5G、IoT等の情報インフラ、サテライトオフィス等の整備、産学官の先端的研究開発等、ハード・ソフト両面で必要な支援について検討します。

2 教育・人材育成

(1) 教育

- 子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動やプログラミング教育、情報モラル教育等を推進します。
- これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことで教育の質の向上につなげていきます。また、授業の目的を達成するために、ICTを各教科の特質に応じて活用したり、特別支援学校においては、障がいに応じて活用したりするなど、ICTの効果的な活用を図ります。
- 遠隔教育により、学校同士をつないだ合同学習を実施したり、不登校等の特別な支援が必要な子どもたちの学習機会を確保します。
- ICTを活用し、生徒の情報等を学校が一元管理することにより、きめ細かな指導を行うとともに、教員の校務負担軽減等を図るため、校務のICT化を更に推進します。
- これらの取組を実現するための基盤となる学校のICT環境整備を促進するとともに、研修等による教員のICT活用指導力等の向上を図ります。
- また、ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用することで、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化

²⁵ 都市OS：都市に存在する膨大なデータを連携するための基盤のことです。

された学びや創造性を育む学び」を実現し、Society 5.0 という新たな時代に対応できる人材を育成します。

(2) 人材育成

- ICTの専門大学である会津大学と連携し、AI、IoTなどのデジタル化を担う人材の育成を推進します。
- テクノアカデミーにおいて、ロボット制御や3DCAD²⁶設計技術など、企業のデジタル化に対応できる人材を育成します。
- スマート農業の普及拡大を図るため、福島県農業総合センター農業短期大学校において、農業者や就農希望者を対象に、スマート農業に係る研修の充実を図るなど、スマート農業を行う農業者の育成に取り組むとともに、普及指導員や営農指導員などをスマート農業の指導者として育成を進めます。

3 産業振興

(1) 商工業

- 県内企業と会津大学等が連携し、ICTを活用した生産効率化システムの開発や技術導入など先進的ビジネスモデルの創出を支援し、事業者のデジタル変革（DX）を支援します。
- また、専門家派遣による技術力向上や生産活動の改善等を通じ、県内企業のデジタル変革（DX）や次世代技術等への対応力を強化します。
- ハイテクプラザでは、人とロボットが協働して作業を行う場合の効果検証やAIを製造現場へ導入するための技術開発サポートなど、ものづくり企業に対し、ロボットやAI、IoTの活用を支援し、企業のデジタル変革（DX）に結びつけます。

(2) 観光

- 本県の交流人口の創出につなげるため、デジタル技術を活用した観光の推進と、仕事と休暇を兼ねたワーケーション²⁷の受入環境整備を支援します。

²⁶ 3DCAD：コンピュータを用いて3次元モデルを作成し設計することができる設計支援ツールのことです。

²⁷ ワーケーション：ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語です。

- 県産品の更なる販売促進を図るため、EC²⁸サイトの運営及び新規開設のための専門家派遣、顧客情報等のデータ分析などにより、県内事業者のEC対応を支援します。

(3) 農林水産業

- 農業においては、最新のICT（ロボット、AI、IoT等）を活用したスマート農業を推進し、深刻な担い手及び労働力不足の解消や、農業の大規模化、効率化、高収益化等の実現を目指します。特に、畜産においては、「福島牛」のブランド力強化のため、本県が開発した国内初のAI肉質評価システムを整備し、高品質な「福島牛」の安定生産に繋げることで、全国的に優位な産地形成を推進します。
- 林業においては、森林の地形や資源量を航空レーザ計測によりデジタル化するなど、情報の高度化・共有化に取り組むとともに、更なる先端技術の活用により、安全かつ効率的な施業の実施や木材の安定供給、低コスト化を実現するスマート林業を推進します。
- 水産業においては、デジタル技術を用いた新たな水産業を展開していくため、漁場環境、操業情報、漁獲物の品質情報や、市況情報等を収集・配信する操業支援システムの構築などに取り組み、「ふくしま型漁業」の実現を目指します。
- 福島イノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域等における農林水産業において、最新のICTを活用した実用化開発・実証研究を行うとともに、県内全域への成果の波及を目指します。

(4) 公共工事等

- 受発注者双方の働き方改革や生産性の向上を図るため、設計段階における設計図面の3次元化や3次元モデルの活用、工事段階におけるICT建設機械での施工、遠隔臨場や情報共有システムなど、各業務段階でデジタル技術を活用する建設のデジタル変革（DX）を推進するとともに、これらデジタル技術を有効に活用できる人材の育成・支援を行います。併せて、機器の充実を図っていきます。
- また、公共土木施設の老朽化が進む中、施設の点検・維持管理の効率化を図るため、ドローンなどの新技術の導入拡大を図ります。

²⁸ EC：「Electronic Commerce」の略で、電子商取引（インターネット上でモノやサービスを売買する）と訳されます。

4 安全・安心、健康な暮らし

(1) 安全・安心

- 関係機関との円滑な情報共有に向けて、防災科学研究所が進める「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）」²⁹と本県システムとの接続や地理情報システムの構築など、最新の情報通信関連技術の導入の検討を進めます。
- 防災意識の高揚を促し、災害文化の定着を図るため、「マイ避難」のデジタル版作成ツールのWebサイト構築など、防災分野のデジタル化を推進し、より効果的な周知・啓発を目指します。
- また、VR³⁰やタブレットを活用した体験型の防災講座等を引き続き実施します。
- 東日本大震災後に策定した原子力災害における広域避難計画をよりわかりやすい形でWeb上に提供している「広域避難ルートマップ」について、引き続き定期的な道路整備状況の更新や避難シミュレーションを行う等、避難ルートの最適化を検証し、「原子力災害に備える情報サイト」に反映させていきます。

(2) 保健・医療・福祉

- 医療の質の向上やよりよい医療を得られる機会の増加、患者の通院負担の軽減等を図るため、ICTを用いた遠隔医療など医療機関におけるデジタル技術の活用を推進します。また、県立病院においても、それぞれの医療機能や地域の医療需要を踏まえながら、オンライン診療の導入に向けた検討を進めるなど、デジタル技術の活用推進に取り組みます。
- また、福島県版健康データベースや県民健康アプリ等を活用することで、データに基づいた健康増進や普及啓発等を行い、県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指します。
- 地域医療情報ネットワーク「キビタン健康ネット」の機能強化を図るなど、医療機関及び介護施設等における医療情報連携体制の強化及

²⁹ 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）：災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステムです。

³⁰ VR：「Virtual Reality」の略で、仮想現実と訳されます。

び医療サービスの向上を目指します。

- 医療や介護、保育等の現場の負担軽減を図るため、デジタル技術やロボット等の導入を推進します。
- 簡単にHACCP³¹に取り組むことができる専用アプリにより、食品関連事業者に対する「ふくしまHACCP」の導入を推進するとともに、県産品加工食品の安全性をPRします。

(3) 環境

- 地球温暖化対策を一層推進するため、スマートフォン用アプリを活用し、家庭での省エネやごみ減量化に向けた取組を促進します。
- イノシシ等の捕獲について、捕獲従事者の見回りの負担の軽減を図るため、わなの作動をメールで通知するなど、デジタル技術も活用しながら、捕獲や被害防除等の効率的、効果的な鳥獣被害対策を目指します。

³¹ HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のことです。

第6 デジタルデバイド対策

- 光ファイバ網や携帯電話、5Gサービス³²、ローカル5G³³等の情報通信基盤を有効に活用し、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる、地域社会のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、誰も取り残さない形で、全ての県民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていくための環境の整備に取り組むことが必要です。
- そのためには、必要とされる全ての地域において、国庫補助事業の活用や国及び事業者に対する要望等を通じて、情報通信基盤の整備を促進するとともに、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるユーザーインターフェース³⁴の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要です。
- オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」³⁵の利用を促進するとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を行います。
- また、障がい特性に応じたパソコン導入のアドバイス等により、情報バリアフリー環境の整備を図るとともに、ふくしまICT利活用推進協議会³⁶と連携し、デジタル技術の利活用について普及・啓発活動を行います。

³² 5Gサービス：「5th Generation（第5世代移動通信システム）」の略で、次世代の通信規格です。高速・大容量、超高信頼・低遅延、多数同時接続が特徴です。

³³ ローカル5G：通信事業者ではない企業や自治体が、一部のエリアまたは建物・敷地内に専用の5Gネットワークを構築する方法。例えば企業が工場の敷地内に専用ネットワークを整備して、ロボットによる自動運転や遠隔制御を行う「スマート工場」に最適だと考えられています。

³⁴ ユーザーインターフェース：一般的にユーザー（利用者）と製品やサービスとのインターフェース（接点）すべてのことを意味します。

³⁵ デジタル活用支援員：高齢者に対して、住居から地理的に近い場所で、ICT機器・サービスの利用方法について教えたり、相談を受けたりします。支援員が全国各地で継続的に活動できる体制を検証する事業を総務省で実施しています。

³⁶ ふくしまICT利活用推進協議会：産・学・官が一体となって高度情報化に関する普及・啓発や調査・研究活動等を行うことにより、県全体の高度情報化の推進を図り、もって県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的に、平成2年に設立された任意団体です。

第7 情報セキュリティ対策・個人情報保護

1 情報セキュリティ対策

(1) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）の改訂を踏まえ、行政手続のオンライン化やクラウドサービスの活用、働き方改革等の取組と情報セキュリティ対策の両立を図るため、情報セキュリティポリシーの見直しを行います。

(2) 三層に分離した庁内ネットワーク（マイナンバー利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系）について、テレワークやWe b会議、クラウドサービスなど新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的として、インターネット接続系に業務端末・システムを配置する方式へ見直しを進めます。

業務端末をインターネット接続系に配置することにより、業務端末でインターネットとのメールの送受信やコミュニケーションツール（We b会議やビジネスチャット等）の活用が可能となり、外部団体や事業者等とのやり取りが円滑化され、業務効率が向上すると想定されます。

一方で、未知のコンピュータウイルスや不正プログラムの感染リスクが高くなるため、以下の対策を講じる必要がありますが、これらの対策を講じるには、構成変更や運用に係るコストが増加すると想定されることから、費用対効果を踏まえる必要があります。

ア 各端末における通信のログ管理・監視による早期の検知・対処・復旧の仕組みを構築。

イ 職員に対する更なるセキュリティ教育の実施によるリテラシー向上や情報セキュリティインシデント発生時の対応を迅速化するため自治体情報セキュリティクラウドと連携し、即応体制を強化。

ウ L G W A N接続系業務システムの利用は端末の仮想化による画面転送方式を利用。

エ 必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、対策の実施について事前に外部による確認を実施し、配置後も定期的に外部監査を実施。

(3) 平成 29 年から福島県及び県内全市町村が共同で運用する「福島県自治体情報セキュリティクラウド」について、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を満たす民間のクラウドサービスを東北6県及び新潟県等が共同で利用する形態を目指します。

2 個人情報保護

デジタル変革（DX）の推進に当たり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講じます。

第8 推進体制

デジタル変革（DX）を実効性のある形で推進するため、次のとおり推進体制を構築します。

1 デジタル変革（DX）の責任者の設置

本県におけるデジタル変革（DX）を含む、情報戦略全体の責任者として、最高情報統括責任者（CIO³⁷）を設置し、CIOを中心とした全庁的なデジタル変革（DX）の推進体制を整備します。

2 デジタル変革（DX）アドバイザー（CIO補佐官）の設置

外部有識者の知見を活かし、CIOを専門的知見から補佐するため、デジタル変革（DX）アドバイザー（CIO補佐官）の設置を検討します。

3 全庁横断組織の役割

(1) 福島県行財政改革推進本部及び福島県電子社会推進本部

福島県行財政改革推進本部及び福島県電子社会推進本部において、基本方針等を策定します。

(2) 業務改革部会及びデジタル化推進部会

基本方針に基づき、福島県行財政改革推進本部業務改革部会及び福島県電子社会推進本部デジタル化推進部会において、デジタル変革（DX）に係る取組の進行管理等を担い、デジタル変革（DX）を推進します。

4 庁内各課等の役割

(1) デジタル変革課

デジタル変革課は、本県のデジタル変革（DX）の司令塔として、行政経営課、市町村行政課及び業務担当課室との総合調整や業務担当課室と連携して地域のデジタル変革（DX）の企画立案等を行います。

(2) 行政経営課

行政経営課は、県庁内でのデジタル技術を活用した業務改革が、働き方改革の視点で進められてきたことを踏まえ、人事課とともに「福島県庁働き方改革プロジェクトチーム」との連携を図りながら、県庁内におけるデジタル変革（DX）の企画立案や業務担当室との調整等を担当します。

³⁷ 「CIO」とは、「Chief Information Officer」の略称です。

(3) 市町村行政課

市町村行政課は、市町村の行財政改革への取組の支援を通じて、デジタル変革（DX）に向けた下地を作るとともに、デジタル変革課と連携して市町村の行政のデジタル変革（DX）を推進します。

(4) 業務担当課室

業務担当課室は、デジタル変革（DX）が業務改革の契機であることを踏まえ、県庁内におけるデジタル変革（DX）に協力するとともに、所管する政策を通じ、地域のデジタル変革（DX）を推進します。